連携協定書(見本)

(目的)

第1条 本協定は、主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を確保することを目的とする。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は(元号)〇〇年〇月〇日から(元号)〇〇年〇月〇日から(元号)〇〇年〇月〇日までとする。

ただし、構成員に異議がない場合は、協定期間満了後、〇年間延長するものとし、以降も同様とする。

(主伐後の再造林の確保)

第3条 主伐後に適切な更新を行うこととする。

2 他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組む。

(生産管理又は流通合理化等)

第4条 主伐を担う構成員においては、作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理又は、製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組むこととする。

(造林・保育の省力化・低コスト化)

第5条 主伐及び主伐後の再造林を担う構成員においては、伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、列状間伐の導入等に取り組むこととする。

(意欲と能力のある林業経営者等への登録申請)

第6条 この協定を活用し、意欲と能力のある林業経営者等への登録申請を行う場合は、構成員に対し、目標とする数値等の情報共有を図ることとする。

(協定書の取り交わし)

第7条 この協定書を○通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(その他の事項)

第8条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、別途協議のうえ定める。

(元号) 年 月 日

	(主	代を扣	う重業者	・造林を担う	う重業者)		
	所	在	地	近かと記	7		
	名	111	称				
	代	表					印
				_	一第	号	Hì
登録事業体番号 一 一第 号 (主伐を担う事業者・造林を担う事業者)							
	所	化を担 在	地	・担外を担	ノ尹未石 /		
	名	11	称				
	七	=					ĽN.
					/// -	号	印
	登録事業体番号 一 一第						
(主伐を担う事業者・造林を担う事業者)							
				旦Mを担フ≒	争耒有 <i>)</i>		
	所	在	地				
	名	_	称				rn.
	代	表数件	者		ls/s		印
	金 球	事業体:	番号	_	一第	号	
	(→ 1	Ŀ <i>+</i> +□ :	古光士	`生++ <i>+</i> +□ =	事₩ ⊅/		
				造林を担う	争兼石)		
	所	在	地				
	名		称				CO.
	代	表	者		/-/-	号	印
	登録事業体番号 — 一第						
(主伐を担う事業者・造林を担う事業者)							
				道外を担て	争業石)		
	所	在	地				
	名	_	称				rn.
	代邓雪	表	者		/-/-		印
	金 球	事業体:	番号	_	一第	号	
	(-> 1	N + 10 °	- + * +	\# 11 / 10 ~	丰 本 本 /		
				造林を担う	争耒石)		
	所	在	地				
	名	_	称				C B
	代邓雪	表	者		<i>-</i>		印
	登録事業体番号 一 一第					号	